



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年4月1日曜日 第1848号外4

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則..... 1
 愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則.....11
 組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則.....13
 愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....15

告 示

愛媛県青少年保護審議会規程の一部改正.....20
 愛媛県人権施策推進協議会規程の一部改正.....20
 愛媛県個人情報保護条例第27条第一項の規程による口頭による開示
 請求をすることができる個人情報の一部改正.....20
 愛媛県知事の資産等報告書等の閲覧に関する要綱の一部改正.....20

訓 令

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令.....22
 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....25
 愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令.....74
 愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令.....81
 組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令.....90
 愛媛県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令..... 115
 愛媛県立子ども療育センター処務規程..... 117
 愛媛県発達障害者支援センター規程..... 119

人事委員会規則

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則..... 120
 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則 121

人事委員会告示

へき地等学校の指定の一部改正..... 128
 労働基準法別表第1による愛媛県の事業又は事務所の号別区分等の
 一部改正..... 128

県議会告示

愛媛県議会議員の資産等報告書等の閲覧に関する要綱の一部改正... 130

公営企業管理規程

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県公営企業会計規程の一部を改正
 する管理規程..... 131

公営企業訓令

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令..... 141

教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則..... 142
 愛媛県立学校教職員設置規則及び愛媛県立学校管理規則の一部
 を改正する規則..... 144

教育委員会訓令

愛媛県総合教育センター処務規程及び愛媛県総合科学博物館処務規
 程の一部を改正する訓令..... 146

規 則

愛媛県規則第20号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則(昭和55年愛媛県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(目的)			(目的)		
第1条 この規則は、知事及び会計管理者の補助機関の組織を系統的に定めるとともに、その所掌事務を明確にし、もつて事務の適正かつ能率的な遂行を図ることを目的とする。			第1条 この規則は、知事及び出納長____の補助機関の組織を系統的に定めるとともに、その所掌事務を明確にし、もつて事務の適正かつ能率的な遂行を図ることを目的とする。		
(局及び課)			(局及び課)		
第4条 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。			第4条 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。		
省略			省略		
県民環境部	管理局	県民生活課、男女参画課、県民活動推進課、人権対策課	県民環境部	管理局	県民生活課、消防防災安全課
	防災局	消防防災安全課、危機管理課		県民協働局	男女参画課、県民活動推進課、人権対策課
	省略		省略		
省略			省略		

(室)

第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。

省略	
省略	
農業経営課	省略
林業政策課	全国育樹祭開催準備室
省略	

(総務部各課の所掌事務)

第7条 省略

2～4 省略

5 市町振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(10) 省略

(11) 広域行政圏 に関する事。

(12)～(14) 省略

6 私学文書課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

(5) 政策法務及び争訟事務 の統轄に関する事。

(6) 公益法人及び公益信託に関する事(他の所管に属するものを除く。)。

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

7 行政システム改革課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(11) 省略

(12) 旅費の支出の集中処理業務及び当該業務に係る支出負担行為の確認に関する事。

(県民環境部各課の所掌事務)

第9条 省略

2 省略

3 省略

4 省略

5 消防防災安全課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 消防に関する事。

(室)

第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。

省略	
消防防災安全課	危機管理室
省略	
農政課	中山間対策室
農業経営課	省略
省略	
省略	

(総務部各課の所掌事務)

第7条 省略

2～4 省略

5 市町振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(10) 省略

(11) 広域行政圏計画に関する事。

(12)～(14) 省略

6 私学文書課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

(5) 政策法務、争訟事務、公益法人事務等の統轄に関する事。

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

7 行政システム改革課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(11) 省略

(12) 旅費の支出の集中処理業務 に関する事。

(県民環境部各課の所掌事務)

第9条 省略

2 消防防災安全課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第9号から第13号までの事務は、危機管理室が所掌する。

(1) 消防に関する事。

(2) 消防防災ヘリコプターの管理及び運航に関する事。

(3) 消防防災ヘリコプターによる消防防災業務に関する事。

(4) 電気及びガス(圧縮ガス及び液化ガスを含む。)に関する事。

(5) 銃砲及び火薬類に関する事。

(6) 交通安全対策の総合調整及び推進に関する事。

(7) 交通安全県民総ぐるみ運動に関する事。

(8) 交通事故相談に関する事。

(9) 災害対策の総合調整及び推進に関する事。

(10) 石油コンビナート等における災害の防止に関する事。

(11) 防災行政無線に関する事。

(12) 危機管理対策の総合調整及び推進に関する事(他の主管に属するものを除く。)。

(13) 国民の保護のための措置に関する事。

3 省略

4 省略

5 省略

- (2) 消防防災ヘリコプターの管理及び運航に関すること。
- (3) 消防防災ヘリコプターによる消防防災業務に関すること。
- (4) 電気及びガス（圧縮ガス及び液化ガスを含む。）に関するこ
と。
- (5) 銃砲及び火薬類に関すること。
- (6) 交通安全対策の総合調整及び推進に関すること。
- (7) 交通安全県民総ぐるみ運動に関すること。
- (8) 交通事故相談に関すること。

6 危機管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策の総合調整及び推進に関すること。
- (2) 石油コンビナート等における災害の防止に関すること。
- (3) 防災行政無線に関すること。
- (4) 危機管理対策の総合調整及び推進に関すること（他の主管に
属するものを除く。）。
- (5) 国民の保護のための措置に関すること。

7 省略

8 省略

9 省略

（保健福祉部各課の所掌事務）

第10条 省略

2 健康増進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 感染症 その他疾病の予防等に関するこ
と。
- (3)～(11) 省略

3～6 省略

（経済労働部各課の所掌事務）

第12条 産業政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第12号から第15号までの事務は、企業立地推進室が所掌する。

(1)～(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

2～6 省略

（農林水産部各課の所掌事務）

第13条 農政課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1)～(3) 省略
- (4) 農村工業等導入及び経営構造対策 に關
すること。
- (5) グリーン・ツーリズムの推進に関すること。
- (6) 山村等振興対策事業に関すること。
- (7) 省略
- (8) 省略

6 省略

7 省略

8 省略

（保健福祉部各課の所掌事務）

第10条 省略

2 健康増進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) エイズ、結核、性病、伝染病その他疾病の予防等に関するこ
と。
- (3)～(11) 省略

3～6 省略

（経済労働部各課の所掌事務）

第12条 産業政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第13号から第16号までの事務は、企業立地推進室が所掌する。

(1)～(6) 省略

(7) F A Z構想の推進に関すること。

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

2～6 省略

（農林水産部各課の所掌事務）

第13条 農政課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第11号から第13号までの事務は、中山間対策室が所掌する。

(1)～(3) 省略

(4) 農村工業等導入並びに農業構造及び農業就業構造の改善に關
すること。

(5) 省略

(6) 省略

- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 中山間関連事業の部内調整及び推進に関すること。
- (13) 中山間地域等の直接支払に関すること。
- (14) 省略

2～6 省略

7 林業政策課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第17号から第21号までの事務は、全国育樹祭開催準備室が所掌する。

- (1)～(16) 省略
- (17) 第32回全国育樹祭の基本計画及び実施計画に関すること。
- (18) 第32回全国育樹祭の広報に関すること。
- (19) 第32回全国育樹祭の関係機関等との連絡調整に関すること。
- (20) 第32回全国育樹祭の実行委員会に関すること。
- (21) その他第32回全国育樹祭の開催準備に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

8～11 省略

（土木部各課の所掌事務）

第14条 省略

2～7 省略

8 道路維持課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) 省略

9・10 省略

11 建築住宅課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第7号から第9号までの事務は、営繕室が所掌する。

- (1)～(4) 省略
- (5) 独立行政法人住宅金融支援機構、地方住宅供給公社及び住宅協会に関すること。
- (6)～(9) 省略
- (出納局)

第15条 会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、出納局 _____ を置く。

2 出納局 _____ に会計課を置く。

3 会計課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(4) 省略
- (5) 国費及び県費に属する支出負担行為の確認に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (6)～(10) 省略

4 会計課に次の係を置く。

- (1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

（局に置く職員）

第16条の2 省略

- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略

(10) 省略

(11) 中山間関連事業の部内調整及び推進に関すること。

(12) 直接支払に関すること。

(13) 山村等振興対策事業に関すること。

2～6 省略

7 林業政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(16) 省略

8～11 省略

（土木部各課の所掌事務）

第14条 省略

2～7 省略

8 道路維持課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) 省略

(6) 地方道路公社に関すること。

9・10 省略

11 建築住宅課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第7号から第9号までの事務は、営繕室が所掌する。

- (1)～(4) 省略
- (5) 住宅金融公庫 _____、地方住宅供給公社及び住宅協会に関すること。
- (6)～(9) 省略
- (出納事務局)

第15条 出納長 _____ の権限に属する事務を処理させるため、出納事務局を置く。

2 出納事務局 _____ に会計課を置く。

3 会計課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(4) 省略
- (5) 国費及び県費に属する支出負担行為の確認に関すること _____。
- (6)～(10) 省略

4 会計課に次の係を置く。

- (1)・(2) 省略

(3) 旅費・物品審査係

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

（局に置く職員）

第16条の2 省略

2 省略

3 農業振興局、森林局、土木部管理局及び河川港湾局に技術監を置く。

4 省略

(課及び室に置く職員)

第17条 省略

2 危機管理課に危機管理監を置く。

3 省略

4～6 省略

(出納局に置く職員)

第20条 出納局に次の職員を置く。

(1)～(6) 省略

2 出納局に、必要に応じ、次の職員を置く。

(1)～(4) 省略

(地方局各部の所掌事務)

第23条 総務県民部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 管内の地方機関(愛媛県立医療技術大学(以下「医療技術大学」という。))を除く。)の総合調整に関すること。

(2)～(19) 省略

2 省略

3 産業経済部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 省略

(7) 農業の経営構造対策等地域農業の振興に関すること。

(8)～(13) 省略

4 省略

(保健所)

第27条 保健所の業務は、次のとおりとする。

(1)～(11) 省略

(12) 感染症 その他の疾病の予防に関すること。

(13)～(16) 省略

2～4 省略

(愛媛県立子ども療育センター)

第44条 愛媛県立子ども療育センター(以下「子ども療育センター」という。)の業務は、次のとおりとする。

(1) 心身に障害のある児童等に対する保護、治療、日常生活の指導、独立自活に必要な訓練等に関すること。

(2) 保護者に対する療育指導及び情報提供に関すること。

(3) その他各種の相談に関すること。

2 子ども療育センターに事務局を置き、事務局に庶務係を置く。

3 子ども療育センターに次の職員を置く。

(1) 所長

(2) 副所長

(3) 事務局長

(4) 事務局次長

(5) 医長

(6) 副医長

(7) 看護部長

(8) 看護長

(9) 係長

2 省略

3 農業振興局、土木部管理局及び河川港湾局に技術監を置く。

4 省略

(課及び室に置く職員)

第17条 省略

2 省略

3 消防防災安全課危機管理室に危機管理監を置く。

4～6 省略

(出納事務局に置く職員)

第20条 出納事務局に次の職員を置く。

(1)～(6) 省略

2 出納事務局に、必要に応じ、次の職員を置く。

(1)～(4) 省略

第23条 総務県民部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 管内の地方機関(愛媛県立医療技術大学(以下「医療技術大学」という。))及び愛媛県立医療技術短期大学(以下「医療技術短期大学」という。))を除く。)の総合調整に関すること。

(2)～(19) 省略

2 省略

3 産業経済部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 省略

(7) 農業構造の改善等 地域農業の振興に関すること。

(8)～(13) 省略

4 省略

(保健所)

第27条 保健所の業務は、次のとおりとする。

(1)～(11) 省略

(12) エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関すること。

(13)～(16) 省略

2～4 省略

(愛媛整肢療護園)

第44条 愛媛整肢療護園(以下「整肢療護園」という。)の業務は、次のとおりとする。

(1) 肢体不自由児の治療及び機能回復訓練に関すること。

(2) 肢体不自由児の生活指導に関すること。

(3) その他肢体不自由児の相談及び指導に関すること。

2 整肢療護園に事務局を置き、事務局に庶務係を置く。

3 整肢療護園に次の職員を置く。

(1) 園長

(2) 副園長

(3) 事務局長

(4) 事務局次長

(5) 医長

(6) 副医長

(7) 総看護長

(8) 看護長

(9) 係長

- (10) 担当係長
- (11) 主事
- (12) 技師
- (13) その他の職員

4 子ども療育センターに、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 参事
- (2) 医監
- (3) 副参事
- (4) 医幹
- (5) 専門員
- (6) 主任

(医療技術大学)

第49条の2 省略

2 省略

3 医療技術大学に次の職員を置く。

- (1)～(7) 学長
- (8) 准教授
- (9)～(17) 省略

4 省略

第50条 削除

(衛生環境研究所)

第51条 省略

2 省略

- (10) 担当係長
- (11) 主事
- (12) 技師
- (13) その他の職員

4 整肢療護園に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 参事
- (2) 医監
- (3) 副参事
- (4) 医幹
- (5) 専門員
- (6) 主任

(医療技術大学)

第49条の2 省略

2 省略

3 医療技術大学に次の職員を置く。

- (1)～(7) 学長
- (8) 助教授
- (9)～(17) 省略

4 省略

(医療技術短期大学)

第50条 医療技術短期大学の業務は、次のとおりとする。

- (1) 医療技術に関する専門の学術の教授研究に関すること。
- (2) その他医療技術短期大学の管理運営に関すること。

2 医療技術短期大学に事務局及び図書館を置き、事務局に次の表の左欄に掲げる課及びそれぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

総務課	総務係
学務課	教務係、学生係

3 医療技術短期大学に次の職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 学科長
- (3) 一般教養科長
- (4) 専攻科長
- (5) 学生部長
- (6) 図書館長
- (7) 教授
- (8) 助教授
- (9) 講師
- (10) 助手
- (11) 事務局長
- (12) 課長
- (13) 係長
- (14) 担当係長
- (15) 主事
- (16) その他の職員

4 医療技術短期大学に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 参事
- (2) 副参事
- (3) 専門員
- (4) 主任

(衛生環境研究所)

第51条 省略

2 省略

3 衛生環境研究所に次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 副所長
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略

4 省略

(心と体の健康センター)

第52条 愛媛県心と体の健康センター(以下「心と体の健康センター」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1)～(6) 省略
- (7) 不妊及び難病に関する相談等に関すること。

2 心と体の健康センターに次の係を置く。

- (1)・(2) 省略

3 心と体の健康センターに次の職員を置く。

- (1)～(6) 省略

4 心と体の健康センターに、必要に応じ次の職員を置く。

- (1)～(5) 省略

第53条 削除

3 衛生環境研究所に次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略

4 省略

(精神保健福祉センター)

第52条 愛媛県精神保健福祉センター(以下「精神保健福祉センター」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1)～(6) 省略

2 精神保健福祉センターに次の係を置く。

- (1)・(2) 省略

3 精神保健福祉センターに次の職員を置く。

- (1)～(6) 省略

4 精神保健福祉センターに、必要に応じ次の職員を置く。

- (1)～(5) 省略

(健康増進センター)

第53条 愛媛県健康増進センター(以下「健康増進センター」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1) 県民の主体的な健康づくりの推進に関すること。
- (2) 健康増進に関する知識の普及及び相談に関すること。
- (3) 健康増進に係る指導者の研修その他人材の養成に関すること。
- (4) 健康増進に係る調査研究並びに情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、健康増進に関すること。

2 健康増進センターに、次の表の左欄に掲げる課及び当該右欄に掲げる係を置く。

総務課	
健康増進課	健康増進係

3 健康増進センターに次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 課長
- (3) 係長
- (4) 担当係長
- (5) 主事
- (6) 技師
- (7) その他の職員

4 健康増進センターに、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 医監
- (2) 参事
- (3) 副参事
- (4) 医幹
- (5) 専門員

(果樹試験場)

第67条 愛媛県立果樹試験場(以下「果樹試験場」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 前2号に掲げるもののほか、果樹経営の改善及び果樹栽培の省力化に関する試験研究及び調査に関すること。

2 果樹試験場に、次の表の左欄に掲げる課及び室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

総務課	庶務係
栽培育種室	
生産環境室	

3 果樹試験場に次の研究所及び分場を置く。

名 称	位 置
みかん研究所	宇和島市
鬼北分場	北宇和郡鬼北町
岩城分場	越智郡上島町

4 みかん研究所に育種栽培室を置く。

5 果樹試験場に次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 所長
- (3)～(10) 省略

6 省略

(林業技術センター)

第70条 愛媛県林業技術センター(以下「林業技術センター」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1)～(13) 省略
- (14) 第32回全国育樹祭の開催準備に関すること。

2～4 省略

(東京事務所)

第75条 省略

2 東京事務所の業務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) 省略
- (6) 県産農林水産物の販売促進に関すること。
- (7) 省略

3 東京事務所に、次の表の左欄に掲げる課及び当該右欄に掲げる係を置く。

行政課	
産業振興課	振興係、えひめブランド推進係

4・5 省略

(大阪事務所)

第79条 省略

2 大阪事務所の業務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) 省略
- (6) 県産農林水産物の販売促進に関すること。
- (7) 省略

3 大阪事務所に次の係を置く。

- (1) 振興係
- (2) えひめブランド推進係

4・5 省略

(6) 主任

(果樹試験場)

第67条 愛媛県立果樹試験場(以下「果樹試験場」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 前各号に掲げるもののほか、果樹経営の改善及び果樹栽培の省力化に関する試験研究及び調査に関すること。

2 果樹試験場に、次の表の左欄に掲げる課及び室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

総務課	庶務係
栽培育種室	
生産環境室	

3 果樹試験場に次の分場を置く。

名 称	位 置
南予分場	宇和島市
鬼北分場	北宇和郡鬼北町
岩城分場	越智郡上島町

4 果樹試験場に次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 次長
- (3)～(10) 省略

5 省略

(林業技術センター)

第70条 愛媛県林業技術センター(以下「林業技術センター」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1)～(13) 省略

2～4 省略

(東京事務所)

第75条 省略

2 東京事務所の業務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) 省略
- (6) 省略

3 東京事務所に、次の表の左欄に掲げる課及び当該右欄に掲げる係を置く。

行政課	
産業振興課	振興係

4・5 省略

(大阪事務所)

第79条 省略

2 大阪事務所の業務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) 省略
- (6) 省略

3 大阪事務所に振興係を置く。

4・5 省略

別表第1（第5条関係）

課	係
総務管理課	調整管理係、政策・予算係、庁舎管理係、 __、財産係、財産処分係、用品調達係、自動車 係、守衛係
人事課	人事係、組織定員係、能力審査係 、 給与係
省略	
省略	
私学文書課	私学係、法令係、公益法人係、文書係
行政システム 改革課	システム改革係、経営改革係、行政改革係、 <u>総 務事務センター管理係、総務事務センター審査 係</u>
企画調整課	調整管理係、政策・予算係、企画係、広域政策 係、 <u>地域政策係</u>
省略	
省略	
省略	
人権対策課	省略
消防防災安全 課	消防係、保安係、交通安全計画係、交通教育指 導係
危機管理課	防災企画係、防災情報係、危機管理係
省略	
障害福祉課	障害政策係、在宅福祉係、障害施設係、障害支 援係
省略	
経営支援課	金融係、地場産業係、 <u>経営革新係</u> 、商工団 体係、商業振興係
省略	
農政課	調整管理係、政策・予算係、企画係、農村振興 係、地域振興計画係、農地調整係、国土調査係、 <u>直接支払係</u>
省略	
林業政策課	省略
全国育樹祭 開催準備室	総務涉外係、総合企画係、事業推進係
省略	
砂防課	管理係、砂防係、急傾斜係、地すべり係
省略	

別表第2（第6条関係）

幹事課	地 方 機 関
省略	
保健福祉 課	医療技術大学、 <u>児童相談所、食肉 衛生検査センター、動物愛護センター、衛生環境研究 所、心と体の健康センター</u> 、 <u>歯科 技術専門学校、看護専門学校、身体障害者更生相談所、 婦人相談所、さつき寮、知的障害者更生相談所、子ど も療育センター、えひめ学園、保育専門学校</u>
省略	

別表第3（第23条の2関係）

地方局の部	課	係	
西条地方 局	省略		
	産業経済 部	省略	
		森林林業課	森づくり係、森林活用係、 <u>治山林道係</u>
省略			
今治地方 局	省略		
	産業経済 部	省略	
		農村整備課	用地管理係、農地整備係、 <u>農村環境係、農地防災係</u>
		省略	
省略			

別表第1（第5条関係）

課	係
総務管理課	調整管理係、政策・予算係、庁舎管理係、設備 係、財産係、財産処分係、用品調達係、自動車 係、守衛係
人事課	人事係、組織定員係、能力開発係、行政審査係、 給与係
省略	
省略	
私学文書課	私学係、法令係、 <u>文書係</u>
行政システム 改革課	システム改革係、経営改革係、行政改革係、 <u>総 務事務センター係</u>
企画調整課	調整管理係、政策・予算係、企画係、広域政策 係、 <u>振興係</u>
省略	
消防防災安全 課	消防係、保安係、交通安全計画係、交通教育指 導係
危機管理室	防災企画係、防災情報係、危機管理係
省略	
人権対策課	省略
省略	
省略	
障害福祉課	障害政策係、在宅福祉係、障害施設係、障害支 援係、 <u>療育センター係</u>
省略	
経営支援課	金融係、地場産業係、 <u>中小企業診断係</u> 、商工団 体係、商業振興係
省略	
農政課	調整管理係、政策・予算係、企画係、構造改善 係、 <u>地域振興計画係、農地調整係、国土調査係</u>
中山間対策 室	業務係、振興係
省略	
林業政策課	省略
省略	
砂防課	砂防係、急傾斜係、地すべり管理係
省略	

別表第2（第6条関係）

幹事課	地 方 機 関
省略	
保健福祉 課	医療技術大学、医療技術短期大学、児童相談所、食肉 衛生検査センター、動物愛護センター、衛生環境研究 所、 <u>精神保健福祉センター、健康増進センター、歯科 技術専門学校、看護専門学校、身体障害者更生相談所、 婦人相談所、さつき寮、知的障害者更生相談所、<u>整肢 療護園</u></u> 、えひめ学園、保育専門学校
省略	

別表第3（第23条の2関係）

地方局の部	課	係	
西条地方 局	省略		
	産業経済 部	省略	
		森林林業課	森づくり係、森林活用係、 <u>治山係、林道係</u>
省略			
今治地方 局	省略		
	産業経済 部	省略	
		農村整備課	用地管理係、農地整備係、 <u>農村環境係、農地防災第一 係、農地防災第二係</u>
		省略	
省略			

		水産課	水産係
	建設部	省略	
		道路課	第一係、第二係、第三係、 道路補修係
		上島架橋建設課	上島架橋係
	省略		
松山地方局	省略		
	産業経済部	省略	
		森林林業課	森づくり係、森林活用係、 治山林道係
		久万高原森林林業課	森づくり係、森林活用係、 治山林道係
省略			
省略			

別表第5（第23条の3関係）

土木事務所	課	係
西条地方局四国中央土木事務所	用地管理課	管理係、事業係
	省略	
省略		

		水産課	水産係、漁港係
	建設部	省略	
		道路課	第一係、第二係、第三係、 上島架橋係、道路補修係
	省略		
松山地方局	省略		
	産業経済部	省略	
		森林林業課	森づくり係、森林活用係、 治山係、林道係
		久万高原森林林業課	森づくり係、森林活用係、 治山係、林道係
省略			
省略			

別表第5（第23条の3関係）

土木事務所	課	係
西条地方局四国中央土木事務所	事業管理課	管理係、事業係
	用地課	
	省略	
省略		

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられたものとする。

総務部新行政推進局行政システム改革課総務事務センター係担当係長	総務部新行政推進局行政システム改革課総務事務センター管理係担当係長
企画情報部管理局企画調整課振興係長	企画情報部管理局企画調整課地域政策係長
企画情報部管理局企画調整課振興係担当係長	企画情報部管理局企画調整課地域政策係担当係長
県民環境部県民協働局男女参画課計画係長	県民環境部管理局男女参画課計画係長
県民環境部県民協働局男女参画課事業係担当係長	県民環境部管理局男女参画課事業係担当係長
県民環境部県民協働局男女参画課	県民環境部管理局男女参画課
県民環境部県民協働局県民活動推進課NPO・ボランティア係長	県民環境部管理局県民活動推進課NPO・ボランティア係長
県民環境部県民協働局県民活動推進課NPO・ボランティア係担当係長	県民環境部管理局県民活動推進課NPO・ボランティア係担当係長
県民環境部県民協働局県民活動推進課青少年係長	県民環境部管理局県民活動推進課青少年係長
県民環境部県民協働局県民活動推進課情報公開係長	県民環境部管理局県民活動推進課情報公開係長
県民環境部県民協働局県民活動推進課情報公開係担当係長	県民環境部管理局県民活動推進課情報公開係担当係長
県民環境部県民協働局県民活動推進課	県民環境部管理局県民活動推進課
県民環境部県民協働局人権対策課人権啓発係長	県民環境部管理局人権対策課人権啓発係長
県民環境部県民協働局人権対策課地域改善係長	県民環境部管理局人権対策課地域改善係長
県民環境部県民協働局人権対策課	県民環境部管理局人権対策課
県民環境部管理局消防防災安全課消防係長	県民環境部防災局消防防災安全課消防係長
県民環境部管理局消防防災安全課保安係長	県民環境部防災局消防防災安全課保安係長
県民環境部管理局消防防災安全課保安係担当係長	県民環境部防災局消防防災安全課保安係担当係長
県民環境部管理局消防防災安全課交通安全計画係長	県民環境部防災局消防防災安全課交通安全計画係長

県民環境部管理局消防防災安全課交通教育指導係長	県民環境部防災局消防防災安全課交通教育指導係長
県民環境部管理局消防防災安全課危機管理室防災企画係担当係長	県民環境部防災局危機管理課防災企画係担当係長
県民環境部管理局消防防災安全課危機管理室防災情報係長	県民環境部防災局危機管理課防災情報係長
県民環境部管理局消防防災安全課危機管理室危機管理係長	県民環境部防災局危機管理課危機管理係長
県民環境部管理局消防防災安全課	県民環境部防災局消防防災安全課
精神保健福祉センター総務係長	心と体の健康センター総務係長
精神保健福祉センター相談指導係担当係長	心と体の健康センター相談指導係担当係長
精神保健福祉センター	心と体の健康センター
愛媛整肢療護園事務局庶務係長	子ども療育センター事務局庶務係長
愛媛整肢療護園生活指導グループ担当係長	子ども療育センター生活指導グループ担当係長
愛媛整肢療護園生活指導グループ担当係長	子ども療育センター生活指導グループ担当係長
愛媛整肢療護園看護長	子ども療育センター看護部看護長
愛媛整肢療護園看護長	子ども療育センター看護部看護長
愛媛整肢療護園看護長	子ども療育センター看護部看護長
愛媛整肢療護園機能訓練グループ担当係長	子ども療育センター機能訓練グループ担当係長
愛媛整肢療護園機能訓練グループ担当係長	子ども療育センター機能訓練グループ担当係長
愛媛整肢療護園	子ども療育センター
出納事務局会計課会計指導係長	出納局会計課会計指導係長
出納事務局会計課県費審査係長	出納局会計課県費審査係長
出納事務局会計課決算支払係長	出納局会計課決算支払係長
出納事務局会計課国費・資金管理係長	出納局会計課国費・資金管理係長
出納事務局会計課給与係長	出納局会計課給与係長
出納事務局会計課	出納局会計課
西条地方局四国中央土木事務所事業管理課担当係長	西条地方局四国中央土木事務所用地管理課担当係長
西条地方局四国中央土木事務所事業管理課	西条地方局四国中央土木事務所用地管理課
西条地方局四国中央土木事務所用地課用地グループ担当係長	西条地方局四国中央土木事務所用地管理課用地グループ担当係長
西条地方局四国中央土木事務所用地課用地グループ担当係長	西条地方局四国中央土木事務所用地管理課用地グループ担当係長
西条地方局四国中央土木事務所用地課	西条地方局四国中央土木事務所用地管理課

愛媛県規則第21号

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年 4月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の職の設置規則（昭和48年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(職の設置)

(職の設置)

第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員のうち、
職は、次の表のとおりとする。

第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局において事務吏員又は技術吏員をもつて充てる職は、次の表のとおりとする。

区 分	職
知事の事務部局 本庁	部長、局長、えひめブランド推進統括監、部付、技術監、参事、課長、室長、副参事、技幹、医監、危機管理監、原子力安全対策推進監、循環型社会推進監、えひめブランド推進監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐、室長補佐、技術課長補佐、技術室長補佐、所長、秘書、医幹、構造改革班長、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、専門員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、副隊長、隊員、主任、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
地方機関	局長、所長、部長、次長、保健統括監、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副園長、副校長、副参事、技幹、場長、課長補佐、室長補佐、業務課長、技術課長補佐、技術室長補佐、支所長、寮長、新まちづくり支援班長、地方局再編班長、納税班長、滞納処分専門員、児童指導専門員、専門研究員、工事検査専門員、主席普及指導員、研究員、課付、医幹、事務局次長、教授、分場長、 、企画工事検査専門員、専門員、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、用地補償審査専門員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、 准教授、助教授、担当係長、主任、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
省略	

区 分	職
知事の事務部局 本庁	部長、局長、えひめブランド推進統括監、部付、技術監、参事、課長、室長、副参事、技幹、医監、危機管理監、原子力安全対策推進監、循環型社会推進監、えひめブランド推進監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐、室長補佐、技術課長補佐、技術室長補佐、所長、秘書、医幹、構造改革班長、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、専門員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、副隊長、隊員、主任、主事、技師
地方機関	局長、所長、部長、次長、保健統括監、事務局長、 、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副園長、副校長、副参事、技幹、場長、課長補佐、室長補佐、業務課長、技術課長補佐、技術室長補佐、支所長、寮長、新まちづくり支援班長、地方局再編班長、納税班長、滞納処分専門員、児童指導専門員、専門研究員、工事検査専門員、主席普及指導員、研究員、課付、医幹、事務局次長、教授、分場長、 、中予水産試験場付、企画工事検査専門員、専門員、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、用地補償審査専門員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、総看護長、係長、科長、 、助教授、担当係長、主任、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師
省略	

第3条 知事の事務部局において公立学校学長、公立学校学部長、公立学校教員又は公立学校助手(以下「教員等」という。)をもつて充てる職は、次の表のとおりとする。

第3条 知事の事務部局において公立学校学長、公立学校学部長、公立学校教員又は公立学校助手(以下「教員等」という。)をもつて充てる職は、次の表のとおりとする。

区 分	職
知事の事務部局 医療技術大学	学長、学部長、学科長、地域交流センター長、図書館長、学生部長、教授、 准教授、講師、助手、センター員

区 分	職
知事の事務部局 医療技術大学	学長、学部長、学科長、地域交流センター長、図書館長、学生部長、教授、 助教授、講師、助手、センター員
医療技術短期大学	学長、学科長、一般教養科長、専攻科長、学生部長、図書館長、教授、助教授、講師、助手

第4条 知事の事務部局において吏員及び教員等以外の職員をもつて充てる職は、次の表のとおりとする。

区 分		職
知事の事務部 局	本庁	技術主任、技能主任、主任守衛、主任 業務員、技術員、技能員、守衛、業務 員
	地方機関	技術主任、技能主任、主任守衛、主任 業務員、主任技術員、主任技能員、技 術員、技能員、守衛、業務員

第4条 前2条に規定する職は、組織の必要に応じ置くものとする。

(臨時又は非常勤の職)

第5条 臨時又は非常勤の職員をもつて充てる職は、知事が定める。

第5条 前3条に規定する職は、組織の必要に応じ置くものとする。

(臨時又は非常勤の職)

第6条 臨時又は非常勤の職員をもつて充てる職は、知事が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

愛媛県規則第22号

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成19年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(愛媛県証紙条例施行規則の一部改正)

第1条 愛媛県証紙条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第8号(第13条関係)</p> <p>(その2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <p>所属課所</p> <p style="text-align: right;">領収の印</p> <p>上記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">愛媛県出納局長 様</p> </div> <p>注 省略</p>	<p>様式第8号(第13条関係)</p> <p>(その2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <p>所属課所</p> <p style="text-align: right;">領収の印</p> <p>上記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">愛媛県出納事務局長 様</p> </div> <p>注 省略</p>

(愛媛県精神保健福祉センター使用料及び手数料規則の一部改正)

第2条 愛媛県精神保健福祉センター使用料及び手数料規則(昭和47年愛媛県規則第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>愛媛県心と体の健康センター使用料及び手数料規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>愛媛県心と体の健康センター</u>における使用料及び手数料徴収条例(昭和47年愛媛県条例第42号)第2条の規定により、<u>愛媛県心と体の健康センター</u>における使用料及び手数料の額に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>愛媛県精神保健福祉センター使用料及び手数料規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>愛媛県精神保健福祉センター</u>における使用料及び手数料徴収条例(昭和47年愛媛県条例第42号)第2条の規定により、<u>愛媛県精神保健福祉センター</u>における使用料及び手数料の額に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(愛媛県職員等表彰規則の一部改正)

第3条 愛媛県職員等表彰規則(昭和54年愛媛県規則第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(表彰の内申)</p> <p>第7条 第2条第2号に掲げる事務部局の長(知事の事務部局にあつては、部長、地方局長及び出納局長)をいう。以下「所属長」という。)は、第4条の規定に該当する職員又は機関があると認めるときは、次の各号に掲げる表彰の種類の違いに応じ、当該各号に定める様式の内申書により、知事に内申するものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>	<p>(表彰の内申)</p> <p>第7条 第2条第2号に掲げる事務部局の長(知事の事務部局にあつては、部長、地方局長及び出納事務局長をいう。以下「所属長」という。)は、第4条の規定に該当する職員又は機関があると認めるときは、次の各号に掲げる表彰の種類の違いに応じ、当該各号に定める様式の内申書により、知事に内申するものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>

(特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)

第4条 特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年愛媛県規則第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(認証の申請があった場合の書類の縦覧場所)</p> <p>第3条 条例第3条に規定する縦覧の場所は、愛媛県県民環境部管理局県民活動推進課とする。</p>	<p>(認証の申請があった場合の書類の縦覧場所)</p> <p>第3条 条例第3条に規定する縦覧の場所は、愛媛県県民環境部県民協働局県民活動推進課とする。</p>

(愛媛県男女共同参画推進条例施行規則の一部改正)

第5条 愛媛県男女共同参画推進条例施行規則(平成14年愛媛県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定の下線に示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(推進委員の庶務)</p> <p>第10条 推進委員の庶務は、<u>県民環境部管理局</u> 男女参画課において処理する。</p> <p>(参画会議の庶務)</p> <p>第16条 参画会議の庶務は、<u>県民環境部管理局</u> 男女参画課において処理する。</p>	<p>(推進委員の庶務)</p> <p>第10条 推進委員の庶務は、<u>県民環境部県民協働局</u>男女参画課において処理する。</p> <p>(参画会議の庶務)</p> <p>第16条 参画会議の庶務は、<u>県民環境部県民協働局</u>男女参画課において処理する。</p>

(ボランティア活動を促進するための公の施設の使用料等減免規則の一部改正)

第6条 ボランティア活動を促進するための公の施設の使用料等減免規則(平成15年愛媛県規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前							
<p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 省略</td></tr> <tr><td>2 省略</td></tr> <tr><td>3 省略</td></tr> </table>	1 省略	2 省略	3 省略	<p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 <u>愛媛県健康増進センター</u></td></tr> <tr><td>2 省略</td></tr> <tr><td>3 省略</td></tr> <tr><td>4 省略</td></tr> </table>	1 <u>愛媛県健康増進センター</u>	2 省略	3 省略	4 省略
1 省略								
2 省略								
3 省略								
1 <u>愛媛県健康増進センター</u>								
2 省略								
3 省略								
4 省略								

(愛媛県情報公開・個人情報保護審査会規則の一部改正)

第7条 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会規則(平成17年愛媛県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(庶務)</p> <p>第5条 審査会の庶務は、<u>県民環境部管理局</u> 県民活動推進課において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第5条 審査会の庶務は、<u>県民環境部県民協働局</u>県民活動推進課において処理する。</p>

(愛媛県健康増進センター使用規則等の廃止)

第8条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 愛媛県健康増進センター使用規則(昭和50年愛媛県規則第53号)
- (2) 愛媛県立医療技術短期大学学則(昭和63年愛媛県規則第23号)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

愛媛県規則第23号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(出納員)</p> <p>第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第9号までに掲げる職にある者をもつて充て、<u>第10号から第17号</u>までに掲げる職にある者については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第172条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1) <u>出納局</u> の課長及び課長補佐</p> <p>(2) <u>総務部管理局総務管理課庁舎管理係長、財産処分係長及び用品調達係長</u></p> <p>(3) <u>総務部新行政推進局行政システム改革課長及び課長補佐</u></p> <p>(4) <u>県民環境部管理局</u> 県民活動推進課情報公開係長</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(出納員以外の会計職員)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 前項に規定する現金取扱員及び物品取扱員は当該事務を取り扱う必要のある本庁各課及び地方機関（予算令達を受けない機関を含む。）に置き、会計員は<u>出納局、総務部新行政推進局行政システム改革課及び地方局の出納室</u>に置く。</p> <p>3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。</p> <table border="1" data-bbox="159 1859 766 1960"> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出納局、総務部新行政推進局行政システム改革課及び地方局出納室の職員（出納員を除く。）</td> <td>会計員</td> </tr> </table> <p>(会計管理者等の事務の一部委任)</p> <p>第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。 _____</p>	省略		出納局、総務部新行政推進局行政システム改革課及び地方局出納室の職員（出納員を除く。）	会計員	<p>(出納員)</p> <p>第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第7号までに掲げる職にある者をもつて充て、第8号から第15号までに掲げる職にある者については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第172条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1) <u>出納事務局</u>の課長及び課長補佐</p> <p>(2) <u>県民環境部県民協働局県民活動推進課情報公開係長</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(出納員以外の会計職員)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 前項に規定する現金取扱員及び物品取扱員は当該事務を取り扱う必要のある本庁各課及び地方機関（予算令達を受けない機関を含む。）に置き、会計員は<u>出納事務局</u> _____及び地方局の出納室に置く。</p> <p>3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。</p> <table border="1" data-bbox="829 1859 1436 1960"> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出納事務局 _____及び地方局出納室の職員（出納員を除く。）</td> <td>会計員</td> </tr> </table> <p>(会計管理者等の事務の一部委任)</p> <p>第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。<u>ただし、旅費の支出の集中処理業務に係るものについては、この限りでない。</u></p>	省略		出納事務局 _____及び地方局出納室の職員（出納員を除く。）	会計員
省略									
出納局、総務部新行政推進局行政システム改革課及び地方局出納室の職員（出納員を除く。）	会計員								
省略									
出納事務局 _____及び地方局出納室の職員（出納員を除く。）	会計員								

- (1) 総務部管理局総務管理課庁舎管理係長に委任させる事務は、
本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、総務管理課が
実施する庁舎の管理に関する業務委託契約に係る入札保証金の
収納及び保管に関すること。
- (2) 総務部管理局総務管理課財産処分係長に委任させる事務は、
本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、総務管理課が
実施する不動産の売払いの契約に係る入札保証金の収納及び保
管に関すること。
- (3) 総務部管理局総務管理課用品調達係長に委任させる事務は、
本庁各課（警察本部を除く。）の会計事務のうち、愛媛県用品
調達規則（昭和41年愛媛県規則第22号）に基づく用品の集中調
達契約に係る入札保証金の収納及び保管に関すること。
- (4) 総務部新行政推進局行政システム改革課長及び課長補佐に委
任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のう
ち、旅費の支出の集中処理業務に係る支出負担行為の確認に関
すること。
- (5) 県民環境部管理局県民活動推進課情報公開係長に委任させる
事務は、本庁各課に属する会計事務のうち、行政資料管理規程
（昭和46年2月訓第127号）第2条に規定する行政資料のうち、
有償頒布行政資料に指定されたものの販売代金の収納及び保管
に関すること。
- (6) 室長及び県外事務所の出納員に委任させる事務は、室長にあ
つては当該室長の属する地方局及びその所管区域内にある地方
機関に係る会計事務（次号に掲げるものを除く。）、県外事務
所の出納員にあつては当該出納員の属する県外事務所の会計事
務のうち、次に掲げるものとする。ただし、旅費の支出の集中
処理業務に係るものについては、この限りでない。

ア～カ 省略

- (7) 省略
- (8) 警察本部の会計課長に委任させる事務は、警察本部に属する
会計事務のうち、次に掲げるもの（第9号及び第11号に掲げる
会計事務を除く。）とする。

ア・イ 省略

- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 次の表の左欄に掲げる出納員に委任させる事務は、それぞれ
同表の右欄に掲げる会計事務のうち、公文書の写しの交付に要
する費用を負担させるために徴収する現金（土木部管理局用地
課収用係長にあつては、収用委員会の公文書の写しの交付に係
るものに限る。）の収納及び保管に関すること。

出納員	会計事務
県民環境部管理局 県民活 動推進課情報公開係長	省略
省略	

2 省略
(現金領収書の取扱い)

第23条 会計管理者等は、使用する現金領収書に本庁各課又は地方
機関の別及び年度別に番号を付して

_____これを使用するものとする。

2 省略

3 会計管理者等は、現金領収書を書き損じ、又は汚損したとき
_____は、その各葉に「廃棄」と朱書しておかなければなら
ない。

- (1) 室長及び県外事務所の出納員に委任させる事務は、室長にあ
つては当該室長の属する地方局及びその所管区域内にある地方
機関に係る会計事務（次号に掲げるものを除く。）、県外事務
所の出納員にあつては当該出納員の属する県外事務所の会計事
務のうち、次に掲げるものとする。

ア～カ 省略

- (2) 省略
- (3) 警察本部の会計課長に委任させる事務は、警察本部に属する
会計事務のうち、次に掲げるもの（第4号及び第6号に掲げる
会計事務を除く。）とする。

ア・イ 省略

- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 次の表の左欄に掲げる出納員に委任させる事務は、それぞれ
同表の右欄に掲げる会計事務のうち、公文書の写しの交付に要
する費用を負担させるために徴収する現金（土木部管理局用地
課収用係長にあつては、収用委員会の公文書の写しの交付に係
るものに限る。）の収納及び保管に関すること。

出納員	会計事務
県民環境部県民協働局県民活 動推進課情報公開係長	省略
省略	

2 省略
(現金領収書の取扱い)

第23条 会計管理者等は、使用する現金領収書に本庁各課又は地方
機関の別及び年度別に番号を付し、当該番号を付された年度に限
つてこれを使用するものとする。

2 省略

3 会計管理者等は、現金領収書を書き損じ、汚損し、又は残紙を
生じたときは、その各葉に「廃棄」と朱書しておかなければなら
ない。

(支出決議書の作成)

第43条 支出命令者は、支出決議書又は支出負担行為書兼決議書を、債権者から提出された請求書(官公署の発行する納入告知書その他これに準ずるものを含む。以下同じ。)により、支出科目別及び債権者別並びに直接払、隔地払及び口座振替ごとに作成しなければならない。ただし、次_____に掲げる経費については、請求書によらないで支出決議書又は支出負担行為書兼決議書を作成することができる。

(1)~(13) 省略

(14) 特別支援学校_____の就学奨励金

(15)~(28) 省略

2 省略

(資金前渡のできる経費)

第49条 資金前渡をすることができる経費は、令第161条第1項第1号から第14号まで及び第16号に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

(1)~(14) 省略

(15) 特別支援学校_____の就学奨励金

(16)~(21) 省略

2 省略

(歳入歳出外現金等の区分)

第115条 県が保管する歳入歳出外現金等は、次表により区分するものとする。

歳入歳出外現金	省略 省略 仮納付による放置違反金に相当する金額 住民税の特例滞納処分による徴収金 省略
省略	

(予定価格)

第133条 省略

2~5 省略

6 契約当事者は、知事が指定する普通財産(不動産に限る。)の売払いの契約又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第4項に規定する選定事業に係る契約については、第1項の規定による予定価格を当該契約に係る入札を執行する前に公表することができる。この場合において、当該契約に係る予定価格を記載した書面は、第3項の規定にかかわらず、封書にすることを要しない。

第134条 省略

(総合評価一般競争入札を行う場合の手続)

第134条の2 契約当事者は、令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めなければならない。

2 契約当事者は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、あらかじめ、当該各号に掲げる事項に関し学識経験を有する者2人以上の意見を聴かななければならない。

(支出決議書の作成)

第43条 支出命令者は、支出決議書又は支出負担行為書兼決議書を、債権者から提出された請求書(官公署の発行する納入告知書その他これに準ずるものを含む。以下同じ。)により、支出科目別及び債権者別並びに直接払、隔地払及び口座振替ごとに作成しなければならない。ただし、次の各号に掲げる経費については、請求書によらないで支出決議書又は支出負担行為書兼決議書を作成することができる。

(1)~(13) 省略

(14) 盲学校、聾学校及び養護学校の就学奨励金

(15)~(28) 省略

2 省略

(資金前渡のできる経費)

第49条 資金前渡をすることができる経費は、令第161条第1項第1号から第14号まで及び第16号に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

(1)~(14) 省略

(15) 盲学校、聾学校及び養護学校の就学奨励金

(16)~(21) 省略

2 省略

(歳入歳出外現金等の区分)

第115条 県が保管する歳入歳出外現金等は、次表により区分するものとする。

歳入歳出外現金	省略 医療技術短期大学奨学研究費交付金 省略 仮納付による放置違反金に相当する金額 省略
省略	

(予定価格)

第133条 省略

2~5 省略

6 契約当事者は、知事が指定する普通財産(不動産に限る。)の売払いの契約_____については、第1項の規定による予定価格を当該契約に係る入札を執行する前に公表することができる。この場合において、当該契約に係る予定価格を記載した書面は、第3項の規定にかかわらず、封書にすることを要しない。

第134条 省略

(1) 総合評価一般競争入札を行おうとする場合 総合評価一般競争入札によることの適否

(2) 総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとする場合 予定価格の制限の範囲内の価格をもつて行われた申込みのうち、価格その他の条件が最も有利なもの決定

(3) 落札者決定基準を定めようとする場合 当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

(賠償責任)

第234条 法第243条の2第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げる行為についてそれぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 省略
(2) 支出負担行為に関する確認 出納局の課長及び課長補佐、総務部新行政推進局行政システム改革課長及び課長補佐並びに地方局出納室長補佐
(3) 支出又は支払 前号に規定する職員のほか、出納局及び地方局の出納室の支払担当の係長
(4) 省略

別表第1(第37条関係)

Table with 5 columns: 区分, 支出負担行為として整理する時期, 支出負担行為の範囲, 支出負担行為に必要な主な書類, 支出負担行為書又は支出負担行為書兼決議書に付記する主な事項. Rows include 1-21 省略, 22 補償、補填及び賠償金, 23-28 省略.

様式第8号(第19条、第32条関係) 過誤納金還付・充当通知書

省略

注 充当の場合は、充当通知書と複写すること。

(賠償責任)

第234条 法第243条の2第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げる行為についてそれぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 省略
(2) 支出負担行為に関する確認 出納事務局の課長及び課長補佐並びに地方局出納室長補佐
(3) 支出又は支払 前号に規定する職員のほか、出納事務局及び地方局の出納室の支払担当の係長
(4) 省略

別表第1(第37条関係)

Table with 5 columns: 区分, 支出負担行為として整理する時期, 支出負担行為の範囲, 支出負担行為に必要な主な書類, 支出負担行為書又は支出負担行為書兼決議書に付記する主な事項. Rows include 1-21 省略, 22 補償、補填及び賠償金, 23-28 省略.

様式第8号(第19条、第32条関係) 過誤納金還付・充当通知書

省略

注 用紙は、薄葉を使用し、充当の場合は、充当通知書と複写すること。

様式第36号(その1)中「出納事務局」を「出納局」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Comparison table between '改正後' (After Revision) and '改正前' (Before Revision) for forms 46 and 48. It shows changes in descriptions and notes regarding paper specifications.

様式第82号の2（第182条、第183条、第224条関係） 公金対照表

様式第82号の2（その1）

省略

注 1 用紙寸法は、日本工業規格A4とすること。

2 省略

様式第82号の2（その2）

省略

注 1 用紙寸法は、日本工業規格A4とすること。

2 省略

様式第121号（別表第4関係） 総括歳入歳出外現金出納簿

総括歳入歳出外現金出納簿

年度 年 月分

出納局

省略

様式第82号の2（第182条、第183条、第224条関係） 公金対照表

様式第82号の2（その1）

省略

注 1 用紙寸法は、日本工業規格B5とすること。

2 省略

様式第82号の2（その2）

省略

注 1 用紙寸法は、日本工業規格B5とすること。

2 省略

様式第121号（別表第4関係） 総括歳入歳出外現金出納簿

総括歳入歳出外現金出納簿

年度 年 月分

出納事務局

省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

愛媛県告示第 646 号

愛媛県青少年保護審議会規程（昭和42年12月愛媛県告示第1050号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成19年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（ 庶 務 ）</p> <p>第 7 条 審議会の庶務は、<u>県民環境部管理局</u> 県民活動推進課において処理する。</p>	<p>（ 庶 務 ）</p> <p>第 7 条 審議会の庶務は、<u>県民環境部</u> 県民協働局 県民活動推進課において処理する。</p>

愛媛県告示第 647 号

愛媛県人権施策推進協議会規程（平成13年3月愛媛県告示第605号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成19年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（ 庶 務 ）</p> <p>第 5 条 協議会の庶務は、<u>県民環境部管理局</u> 人権対策課において処理する。</p>	<p>（ 庶 務 ）</p> <p>第 5 条 協議会の庶務は、<u>県民環境部</u> 県民協働局 人権対策課において処理する。</p>

愛媛県告示第 648 号

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成14年3月愛媛県告示第701号）の一部を次のように改正する。

平成19年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所	口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
省略				省略			
甲種火薬類取扱保安責任者試験、乙種火薬類取扱保安責任者試験及び丙種火薬類製造保安責任者試験	省略	省略	<u>県民環境部</u> <u>防災局</u> 消防 <u>防災安全課</u>	甲種火薬類取扱保安責任者試験、乙種火薬類取扱保安責任者試験及び丙種火薬類製造保安責任者試験	省略	省略	<u>県民環境部</u> <u>管理局</u> 消防 <u>防災安全課</u>
省略				省略			

愛媛県告示第 649 号

愛媛県知事の資産等報告書等の閲覧に関する要綱（平成7年12月愛媛県告示第1603号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成19年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(閱 覧 場 所)</p> <p>第 2 条 規則第10条第 2 項の知事が指定する場所は、愛媛県<u>県民環境部</u>管理局 県民活動推進課内とする。</p> <p>(閱 覧 時 間)</p> <p>第 3 条 規則第10条第 2 項の知事が指定する閲覧時間は、<u>県の執務時間</u>とする。</p> <p>2 省略</p>	<p>(閱 覧 場 所)</p> <p>第 2 条 規則第10条第 2 項の知事が指定する場所は、愛媛県<u>県民環境部</u>県民協働局 県民活動推進課内とする。</p> <p>(閱 覧 時 間)</p> <p>第 3 条 規則第10条第 2 項の知事が指定する閲覧時間は、<u>午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時 30 分まで</u>とする。</p> <p>2 省略</p>